令和3年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業) 事業内容報告書の概要

		-	/ 1 ~ 1	•	_	1 1/2 [_
地方公共団体タ	羽料市		1				

令和3年度に実施した取組の内容及び成果と課題

- 1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)
- (1)名 称:日本語指導担当者連絡会
- (2) 構成員:校長(栄小校長) 1名、指導主事 1名、
- 日本語指導教室の教員 4名 (栄小、松林小、小作台小、武蔵野小)
- (3) 開 催: 令和4年2月3日 午後2時45分~午後4時(年1回開催)
- 2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)~(13)について、それぞれ記入すること
- (2)学校における指導体制の構築 ⇒ 『3. 事業実施体制』に記載したとおり ※現行の指導体制
- (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施
- 対象者の進度・理解度に合わせた「特別の教育課程」に基づく日本語指導の実施することで、きめ細やかな指導・支援を図ることができた。
- (4)成果の普及 ⇒ 市公式ウェブサイトにおいて取組概要を公表する。
- (10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
- 日本語指導が必要な児童等に対し、学級での学習支援や学校生活での家庭への連絡など、学校と児童等、また、その家族をつなく、役割として、児童等の母語がわかる外国籍児童・生徒日本語指導員を派遣し、通訳・翻訳業務を実施した。
- 3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)~(13)について、それぞれ記入すること
- (2)学校における指導体制の構築 ⇒継続した取組みとしていく。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により入国規制等措置がなされるなど、外国籍児童・生徒の転入については急な変化は生じていずい。しかしながら、国際化の進展は大きな社会潮流であり、持続可能な社会と多様性の共存に向けて、継続した取組みが必要となっていることから、継続した取組みとしていく。
- (4)成果の普及 ⇒継続した取組みとしていく。
- (10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣
- 日本語指導が必要な児童生徒は、短期的に日本語学習できる児童もいるなど、その進度や理解度には個人差があため、一定期間継続して支援を実施していく必要がある。また、三者面談等の面接時については、保護者との意見交換が難しい児童等に対する支援として継続して実施していく必要がある。

本事業で対応した幼児・児童 生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
	人 園	30 人 (4校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		30 人 (4 校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

[※] 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

[※] 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。